

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 豊島区防災会議
事務局(担当課)		総務部防災危機管理課 電話3981-1111 内線2575
開催日時		令和5年3月29日(水)10:00~11:00
開催場所		としま区民センター7階 701~703会議室
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	会 長	区長職務代理者 豊島区副区長
	委 員	<p>《都知事部局》 建設局第四建設事務所長 交通局巣鴨駅務管区長(欠席) 水道局中央支所長(代理) 下水道局北部下水道事務所長</p> <p>《警視庁》 警視庁第五方面本部長(代理) 警視庁巣鴨警察署長(代理) 警視庁池袋警察署長(代理) 警視庁目白警察署長(代理)</p> <p>《東京消防庁》 第五消防方面本部長 豊島消防署長 池袋消防署長(代理)</p> <p>《消防団》 豊島消防団長 池袋消防団長(代理)</p> <p>《指定公共機関及び指定地方公共機関》 日本郵便株式会社豊島郵便局長 東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部新宿地区池袋営業統括センター副所長 東日本電信電話株式会社東京北支店担当部長 東京ガス株式会社東京東支店長 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社長 東武鉄道株式会社東武池袋駅管区長(代理) 西武鉄道株式会社池袋駅管区長 東京地下鉄株式会社池袋駅務管区長(代理)</p> <p>《公共的団体》 公益社団法人豊島区医師会会長(代理) 公益社団法人豊島区歯科医師会会長 公益社団法人豊島区薬剤師会会長 豊島ケーブルネットワーク株式会社代表取締役社長(代理)</p> <p>《自衛隊》 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長(欠席)</p> <p>《区議会》 豊島区議会議員7名</p> <p>《自主防災組織・学識経験者等》 豊島区町会連合会会長 豊島区町会連合会理事 豊島区立中学校PTA連合会会長 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会共生社会推進・事業開発課長 豊島防火女性の会会長 池袋防火女性の会会長 豊島区民生委員・児童委員協議</p>

		<p>会会長 豊島区民生委員・児童委員協議会長崎第二地区会長 豊島区青少年育成委員会連合会会長 豊島区青少年育成委員会連合会副会長 特定非営利活動法人みみずくの杜理事長 特定非営利活動法人ひろば西池袋理事長(欠席) 豊島区高齢者クラブ連合会会長(欠席) 豊島区高齢者クラブ連合会女性委員会委員長 豊島区聴覚障害者協会会長 豊島家族会 社会福祉法人フロンティア 特別養護老人ホーム山吹の里施設長 社会福祉法人豊島区社会福祉事業団特別養護老人ホームアトリエ村施設長(欠席) 豊島建設防災連絡協議会 東京都マンション管理士会理事 東京都立大学名誉教授</p> <p>《区・区教育委員会》 豊島区教育長(欠席) 豊島区危機管理監 豊島区男女平等推進センター所長 広報課長</p>
次	第	<p>1. 開会 2. 議事 (1) 首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表) (2) 災害時要援護者への対応について (3) 豊島区国土強靱化地域計画の策定</p>
配	布	<p>資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料1 「令和4年度豊島区防災会議委員名簿」 ○ 資料2 「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)」 ○ 資料2別紙 「豊島区における被害想定」 ○ 資料3 「災害時要援護者への対応について」 ○ 資料4 「豊島区国土強靱化地域計画の策定」 ○ 資料4別添 「豊島区国土強靱化地域計画(案)」 ○ 東京都下水道局資料「ニュース東京の下水道」

審 議 経 過

1. 開会

司会(危機管理監):

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は年度末の大変お忙しい中、令和4年度豊島区防災会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます、危機管理監をしております岡谷晃治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は落ち着きを見せているところではありますが、なるべく簡潔に進行させていただきますので、議事進行にご理解ご協力を賜りますよう皆様よろしくお願いいたします。では、以後、着座にて進行をさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、資料の確認と新委員の紹介について、事務局 豊島区防災危機管理課長有村より、お話しさせていただきます。

事務局(防災危機管理課長):

豊島区防災危機管理課長の有村でございます。

本日の資料ですが、机上に配付させていただきました。ご一緒に、確認をお願いいたします。

(配付資料確認)

○次第

○資料1 「令和4年度 豊島区防災会議 委員名簿」

○資料2 「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)」

○資料2別紙 「豊島区における被害想定」

○資料3 「災害時要援護者への対応」

○資料4 「豊島区国土強靱化地域計画の策定」

○資料4別添 「豊島区国土強靱化地域計画(案)」

○東京都下水道局資料 「ニュース東京の下水道」(配布のみ、説明なし) (配付資料確認)

また、机上に「意見シート」を配付しております。

不足等がございましたら、お手数ですが挙手をお願いいたします。

新たに防災会議の委員となられた方につきましては、資料1の防災会議委員名簿にて黄色の網掛けをさせていただきます。

また、「新たに防災会議の委員になられた方」と「防災会議の委員に再任された方」につきましては、委嘱状を、大変不躰ではございますが、机上に交付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

司会(危機管理監):

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の防災会議の主な議題は3点ございます。

1点目は、「首都直下地震等による豊島区の被害想定」が10年ぶりに見直しとなりましたので、前回の被害想定との比較を報告させていただきます。

2点目は、「災害時要援護者対策」について、その方向性をお示いたします。

3点目は、災害に備えるため豊島区が平時から取り組むべき施策である「豊島区国土強靱化地域計画」を策定しましたのでその報告、この3点を柱に議事進行をまいりますので、皆様からもお気づきの点などがありましたら、それぞれの視点でご意見をいただければと思います。

それでは、最初の議事は、「首都直下地震等による東京の被害想定」についてです。有村防災危機管理課長から説明させていただきます。

2. 議事

(1) 「首都直下地震等による東京の被害想定」

防災危機管理課長:

それでは、資料2「首都直下地震等による東京の被害想定」について、資料に沿ってご説明いたします。本被害想定は都が令和4年5月に公表したものです。前回の想定が平成 24 年でしたが、資料のとおり、この十年間で被害想定は大きく減少いたしました。下の青で囲まれている主な防災減災対策と豊島区における被害想定をご覧ください。

減少した主な理由ですが、一つ目は、住家耐震化率の向上、二つ目は、不燃領域率の向上など不燃化の促進、三つ目は、救援センター実地訓練など防災意識の向上により、青の矢印の右側の赤字をご覧ください。

被害想定は平成 24 年と比べ、全倒壊棟数は約 51%の減(1,679→816)焼失棟数は約 44%の減(1,315→733)、死者数は約 54%の減(121→55)、負傷者数は約 50%の減(2,778→1,362)となりました。

今後も区としては、防災・減災対策を推進し、更なる被害軽減に取り組み、安全・安心なまちを目指してまいりますと考えております。

また、資料2の別紙として「豊島区における被害想定」として前回結果との比較の詳細版もお配りしました。後ほどご覧ください。わたくしからの説明は以上です。

司会(危機管理監):

ありがとうございました。ただいまの防災危機管理課長のご説明内容につきまして、委員の皆様ご質問はございますか。ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員A:

被害想定にて東京都全体で被害は3分の1減少しており、豊島区においてはそれよりも大きく減少しているところですが、ただ、区部北西部に位置する杉並区、練馬区、中野区、豊島区、板橋区においては、都心南部

直下地震よりも多摩東部直下地震の方が若干ではあるが、被害が多い。多摩東部直下地震の被害についても、しっかりと検討してもらいたいです。

区部なので都心南部直下地震を採用するというのは、前回の被害想定ではその方法でよかったが、今回の被害想定では震源がより深くなっていることもあって、地震の揺れの広がり方がより広域にわたります。区部北西部5区については、建物被害が増える傾向にあるため十分ご注意ください。

防災危機管理課長：

ご指摘ありがとうございます。もちろん多摩東部直下地震の被害想定についても確認しており、それも勘案した対策を考えております。この資料の被害想定と比較というのは、豊島区地域防災計画を策定するにあたって、最も重要視している部分です。首都機能が最も被害を多く受ける地震ということで国も都も採用していることから東京湾北部地震と都心南部直下地震を比較した表を作成したところ。豊島区地域防災計画を見直すにあたっては、多摩東部直下地震も考慮して改訂していきたいと考えています。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。被害想定につきましては、総じて減少しているのですが、高層マンションが増えた関係で、エレベーターでの閉じ込め件数等は若干増えているところもある。様々な視点から防災対策に活かしていきたいと考えています。

委員A：

区民の被災後の生活に関わる部分については、被害が減ったとはいえ、安心して良いということではないので、被害想定が多い方の地震で豊島区地域防災計画の検討をされるべきだと思います。首都機能に関わる部分は国や都がしっかりやってもらい、区民の皆さんがどのように災害を乗り越えるかということを考えなければならないのが、区としての地域防災計画の最大の役割だと思っています。若干多いとはいえ、多摩東部直下地震でもこれくらいの被害が発生するということを是非区民の皆さんにも知っていただきたいなと思います。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。他にご質問ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員B：

豊島区内で高齢者や要支援者が多いと思いますが、被害想定においてこれらの方々はこの項目に含まれているのでしょうか。自力脱出困難者に含まれるのでしょうか。また自分の家で歩けない人については、近隣住民、町会、消防団の方が手伝ってくれるから数値が減っているということなのか。どのような根拠で数値が減っているのかを説明してほしいです。

防災危機管理課長：

数値が大きく減っているのは、住家耐震化率の向上、不燃領域率の向上、防災意識の向上などによるものです。災害時要援護者が被害想定の中にどの程度含まれているのかという詳細は不明ですが、もちろん

災害時要援護者は避難生活者や疎開者等の中にも含まれています。

委員 B:

分かりました。今後分析を進めていただき、良い方向で進めてもらえたらと思います。

司会(危機管理監):

続きまして、2つ目の議事となります、「災害時要援護者への対応について」です。三沢福祉総務課長から説明させていただきます。

(2)「災害時要援護者への対応について」

福祉総務課長:

災害時に弱い立場に置かれる高齢者や障害をお持ちの方等といった災害時要援護者への対応につきまして、資料3に基づき説明させていただきます。資料3の1ページ目をご覧ください。

令和4年度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性についてです。ちょうど1年前の防災会議にて、(1)から(3)までの取り組みの方針をお示しました。

1つ目は「名簿を活用した見守りや安否確認について、地域包括支援センター、介護事業所、障害福祉サービス事業所と連携・協力体制を構築」についてです。令和4年度は災害時要援護者の安否確認について、従来の「救援センター方式」に加え、介護事業所との連携を図った「事業者活用方式」の導入を検討しております。令和5年度中に協定を締結する予定です。

2つ目は「個別避難計画のモデル作成を実施」です。令和4年度は避難行動要支援者 13 名にヒアリングを実施しました。台風等による水害被害を想定のうち、特に優先度が高い災害時要援護者に対して、令和5年度中に個別避難計画を区が作成することを予定しています。

3つ目は「地域に対する広報・周知」についてです。令和4年度後半から、大正大学地域構想研究所(防災・減災)と災害時要援護者にかかる共同研究を進めるべく話し合いを進めております。令和5年度は個別避難計画の内容検討やモデル策定を進めるとともに、防災リテラシーの向上に向けて、町会・自治会、民生・児童委員等の皆さまへの説明会や研修を開催することを予定しています。

続いて、「個別避難計画の作成、活用イメージ」をご覧ください。これが先ほどご紹介した「個別避難計画のモデル作成を実施」について説明するものです。左端に避難行動要支援者とありますが、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方、具体的には要介護3以上の方、愛の手帳をお持ちの方、身体障害者手帳をお持ちの方々等で、豊島区では3,522名いることを把握しています。

こういった方々のうち、特に優先度の高い方、具体的には「神田川周辺に住む避難行動要支援者」について、令和5年度に豊島区が個別避難計画を直接作成することを予定しています。

これらの方々の次に優先度の高い方については、3つに分類しています。

1つ目が、例えば、地震等で火災が発生した時に、木造密集地域にお住まいの方は逃げ遅れてしまうということがあります。こういった地域のハザードの高い方です。

2つ目が、車いす、身体が虚弱、フレイル等で1人では避難することが不安である等、心身の状況があまり良くない方です。

3つ目が、生活実態として1人暮らしの方です。

こういった優先度の高い方については、区や介護事業サービスを使っている方であれば、介護事業者等の協力を得ながら、個別避難計画を作成していきたいと考えています。

その他の方として、避難行動要支援者ではありますが、家族と一緒に生活している方については、本人、家族、地域の方々が個別避難計画を作成していきます。このような3層で個別避難計画を作成していくことを想定しています。

これらに基づきまして、資料右矢印にありますとおり、個別避難計画の情報提供や介護・障害サービス事業者の安否確認への協力を踏まえて、町会・自治会、民生・児童委員、警察、消防・消防団、社会福祉協議会の皆さま、さらには高齢者総合相談センターを避難支援関係者に位置付けることで、区を挙げて災害時に災害に強い街づくりを進めていきたいと考えています。

2ページ目をご覧ください。

これが1ページ目でご紹介した「名簿を活用した見守りや安否確認について、地域包括支援センター、介護事業所、障害福祉サービス事業所と連携・協力体制を構築」に関する説明となっています。資料の右側をご覧ください。

上半分が従来から行っている「救援センター方式」です。具体的には、各救援センターに安否確認・支援班の区職員を配置しまして、町会、民生・児童委員、近隣住民は、安否情報を収集し、救援センターに報告いただき、収集した情報を総合防災システムに入力するという方法です。

下半分が新たに導入を検討している「事業者活用方式」です。介護・障害福祉サービス事業者がBCPを作成しているところですが、これに基づき、サービス利用者の安否を確認し、区に報告いただき、収集した情報を総合防災システムに入力し、安否確認・避難情報などを事業者と共有するというものです。

いずれにしましても、災害対策本部に全ての情報を一括集約することとなります。協力いただく地域の主体の厚みを増やしているというものです。

3ページ目をご覧ください。

これが1ページ目でご紹介した「地域に対する広報・周知」に関する説明となっています。大正大学地域構想研究所との共同研究ですが、豊島区は一人暮らし単身高齢者の割合が日本一高い自治体です。地域特性と個人のリスクを複合的に評価した「個別避難計画」を作成するため、地域の関係者と連携することが何よりも必要だと考えています。地元大正大学の防災・減災部門と共同研究を行うことで、安否確認や避難誘導、避難所での生活支援といった発災した後の各段階における支援について、誰が、どのように、どういう方法で関わるかを個々の実情に即して検討することで、地域の防災力の向上を図って参りたいと思っています。令和5年度には形にしてまとめていきたいというのが福祉総務課の業務でございます。説明は以上です。

司会(危機管理監):

ありがとうございました。ただいまの福祉総務課長のご説明内容につきまして、委員の皆様ご質問はご

ございますか。ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員 C:

個別避難計画の作成は令和3年度に自治体の努力義務となっており、努力義務ではあるが、豊島区が積極的に取り組んでいる姿勢には非常に好感を持っています。地域の方々への名簿提供等の取り組みが始まったときには、具体的にどのように助けるのかという課題にまで至っていませんでした。また、要援護者といっても、それぞれ事情が異なっているなかで、誰が、どのように助けるのか、実効性のある計画にできるのかどうかも課題だと思っています。

今回、方向性が打ち出されたことは良いのですが、令和5年度における個別避難計画作成のスケジュールや展望についてもう少しご説明いただきたいです。

福祉総務課長:

地震と水害では対応が変わってきます。地震はいつ起きるか分かりませんので、事前の避難行動がなかなか進められません。一方で、台風は1週間前、3日前になると確度が高まってくるため、事前に避難計画を定めておくことで災害から身を守ることができます。令和5年度に確実に進めたいと考えている水害に対する個別避難計画については、避難先、避難手段、事前承諾のうえ安否確認する方を複数名登録するといった具体的な事項を個別避難計画に盛り込んでいきます。令和5年度は実効性の高い水害に対する個別避難計画を作成し、それを検証したうえで、地震に対する個別避難計画に準用していきます。これも区内全部同時に行うことは難しいので、少しずつ数年かけて区内全域に広めていくことを検討しています。

委員 C:

順番に作成していくしかないと思いますが、丁寧かつスピード感を持って、進めていただきたいです。大正大学との連携については、今後の可能性を感じるものですので、専門家の方と地域の方々と連携しながら着実に進めていただきたいです。

司会(危機管理監):

ありがとうございます。他にご質問ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員 A:

さらに進む高齢社会において、非常に大切な課題です。先ほどもご指摘あったとおり、なるべく早く対応していくことが大切だと思っています。

台風が発生した後、3日後に上陸する、それが首都圏に向かっていているらしい、1日前に確率高く何時頃にどれくらいの雨が降ることが分かってくる、という数日間の中でどのように対応するか検討できるのが風水害です。福祉総務課長のおっしゃるとおりです。

1、2日の時間を有効に使って避難してもらおうとしても、台風が過ぎるまで避難してもらう必要がありますので、2、3日は避難場所に滞在してくださいということになります。そこで家が壊れた、床上浸水で寝るところが無くなったという方は、しばらく避難所で生活してもらおうことになります。

風水害における避難場所は雨が降るので屋内でなければなりませんし、避難場所で過ごす2、3日間どのようなケアや支援を受けて生活されるのか、しかも避難場所での生活はストレスが高いです。

個別避難計画を作成する順番については、風水害から着手することは分かりますが、避難場所へ早く連れて行くことが個別避難計画の第一歩で、避難場所ですごす方をどのような態勢で引き受けて、生活支援をしていくのかまで検討していただきたいです。もちろん、介護・障害サービスを受けている方であれば、そのサービスを避難場所であってもどのように継続できるのかも含めての検討ですので、介護・障害サービス事業者の皆さんとの綿密な連携をしないとイケません。

もう一つ、水害の恐れがある区域にどれくらいの避難行動要支援者がいるのか、しっかりと把握したうえで、その方々が2、3日避難することができる態勢をどう作っていくかというところまで検討していただく必要があります。

また、風水害の場合には、被害を受ける前に避難しますので、区から避難指示が発令された場合には、健常者の方を含めて、そのエリアの方全員が避難しなさいという指示が出ることとなりますので、そのエリアの方全員が避難できる場所を確保するとすると、その地域の小学校や中学校だけでは全然スペースが足りないということになります。どこへ避難するのか区内全域での対応を検討していただく必要があります。

地域防災計画には、要配慮者の避難というものが記載されていて、「在宅避難や縁故避難等、避難の分散を要配慮者に対しても促進します。」とあります。これは新型コロナウイルス感染症が発生する前から書かれていたものです。過密な居住空間の中にいると災害関連死という形で亡くなる方が災害直接死の3～4倍となっていますので、これからも在宅避難や縁故避難が必要となってきます。

今後作成する地震に対応した個別避難計画では、どうしても避難所へ行かなければならない人の中に要援護者の方がどれくらい含まれているのか、また今回の被害想定では断水率が21.6%となっているので、そのような状況の中で、どのような支援が必要なのか検討することも課題です。

安否確認する際には、身体の安否だけでなく、いつもの生活と比べて支援が必要なことは増えたのかどうかも確認し、救援センターで情報集約します。避難所にいるだけでなく、地域に留まっている人でも支援が必要であるなら公平に届けてあげるような態勢こそが、地域の皆さんと一緒に作るべきことだと思っています。

豊島区の地域防災計画には、「避難の分散を促進する。その場合、安否の確認、避難方法、支援の必要性等の情報を救援センターに伝える。」とあります。これは素晴らしいことで、全国でもここまで書いた自治体の地域防災計画は無いと思います。これを計画に書いた文章に終わらせずに実態を伴ったものにしていただきたいと思っています。

大正大学との共同研究でも、避難場所へ連れて行くだけでなく、避難場所での生活をどうケアできるのかということも含めた個別避難計画としていただきたいですし、安否確認する際に、在宅避難を継続することができるための求められる支援まで行うことも検討していただきたいです。これはかなり難しいことではありますが、全国に先駆けて豊島モデルを作成していただきたいです。

福祉総務課長：

ご指摘のとおりだと思っています。

台風等で神田川が氾濫した場合に、対象者がどれくらいいるのかについては、周辺の自治体の想定等も含めて、具体的な検討を進めたいと思っています。また、ホテル等の宿泊施設へ避難していただくのですが、2.3日の避難だけに留まらず、水が引いても家に戻れない方については、福祉救援センター等に移動していただく可能性は十分にあると考えています。そうした時に、日常生活が滞りなくできるように、これまで受けていた福祉サービスをしっかり受けられるようにという視点も重要であるというご指摘も全くその通りだと思っています。日常からどのような福祉サービスを受けていたのかという視点を重視して、災害時にも福祉サービス事業者による引き続きの協力をいただきたいと思います。

本年1月25日に、区内の介護サービス事業者にお声掛けをして、59事業所の皆さまに事業者による安否確認に関する説明会にお集まりいただきました。アンケートの結果として、「災害時における安否確認およびサービス提供の重要性について、ご理解いただけましたか？」という質問に対しては、全事業者が理解した・おおむね理解したと回答いただきました。

また、こうした状況を踏まえて、「区と介護事業者で構成される連絡協議会を設立することに対する賛否」に関する質問では、90%以上の事業者が賛成と回答いただいています。発災時には日常から様々な福祉サービスを提供している事業者との連携が何よりも重要になってくると思っていますので、避難中のケアと支援につきましても、しっかりと整備していきたいと思っています。

また、ご指摘のあった安否確認につきましても、個別避難計画の中で具体的にどのような支援が必要なのかをしっかりと聞き取って計画の中に落とし込んでいきたいと考えております。

防災危機管理課長：

分散避難につきましては、障害の有無で区別することなく、自宅で避難できるのであれば在宅避難を推奨しているところです。在宅避難した方々の安否確認を行い、物資が滞りなく届くように、救援センターでしっかり情報を把握して、災害対策本部と連携をすることで、誰一人被災者を取り残すことのないような態勢を整えたいと考えております。

司会(危機管理監)：

ありがとうございました。他にご質問ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

委員D：

救援センターで指示を出すリーダーを決めておく必要があると思っています。区の職員はすぐには駆け付けられないので、地域の方々、消防団等の中から、リーダーを決めておくべきではないかと考えているのですが、区はどのように考えているのか教えていただきたいです。

防災危機管理課長：

最初に救援センターに到着するのは、地域の方々だと思います。ただ、区でも災害対策要員を配備しているだけでなく、区内在住や救援センターから15キロ圏内に在住している職員を配備職員に指名しています。区としては、災害対策要員と配備職員が駆け付けることとしていますので、最初に到着している地域の方々

と一緒に、救援センターを開設運営していけるような態勢をつくるために訓練を行っていきたいと考えております。

司会(危機管理監)：

最初に駆け付けるのは、地域の方々だと思います。救援センターに駆け付けた時の態勢については、救援センター運営訓練でも行っているところです。地域の方々が来たら、この役割をやってもらうという配置も行っているところです。

続きまして、三つ目の議事となります、「豊島区国土強靱化地域計画の策定」についてです。有村防災危機管理課長から説明させていただきます。

(3)「豊島区国土強靱化地域計画の策定」

事務局(防災危機管理課長)：

それでは、続きまして資料4「豊島区国土強靱化地域計画の策定」についてご説明させていただきます。

まずは、本計画の概要について、説明いたします。最初に目的でございますが、赤字部分をご覧ください。事前の備えとして本区が「平時から取組むべき施策」策定し、それを実行することで、防災・減災対策をさらに推進することを目的として策定いたしました。

次に地域防災計画との違いですが対象のリスクが地域防災計画は災害の種類ごとに、例えば地震編、風水害編のように分かれておりますが、国土強靱化地域計画は自然災害全般、災害を一括りにしております。

主な対象フェーズですが、地域防災計画は発災前から発災後の応急や復旧も対象となりますが、国土強靱化地域計画は発災前のみが対象となります。

次に本計画を策定したことによるメリットです。

本区は発災すると、また大きな災害が予測される場合は災害対策本部が立ち上がりますが、その各担当部署においてやるべきことの防災・減災対策が明確になることに伴い、責任の所在も明確になりました。

また、本計画に明記された施策に対して、国の補助金等が獲得しやすくなることにより、本区はより効果的に防災・減災対策を推進することが可能となります。

続いて、本日お配りした「豊島区国土強靱化地域計画(案)」の全体構成についてお話しします。10～11 ページ「Ⅲリスクシナリオの設定」をご覧ください。

まずは、国、都の国土強靱化計画との整合性を図りながら8つの推進目標を、さらに、豊島区の地域特性を踏まえ 28 のシナリオリスクを設定しました。

本区独自のシナリオリスクとして、推進目標(7)「制御不能な二次災害を発生させない」の④「飼い主が不明または死亡により、犬・猫等のペットの街中への放浪」を追加するとともに、本区の特性に合わないもの、例えば「広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生」や「複数空港の同時被害」などについて

は選定しませんでした。

これら選定した一つ一つのリスクシナリオに対して担当部局が脆弱性の評価を行うとともに強靱化に向けた推進すべき対応策、平時からの備えについて検討いたしました。その結果取りまとめたのが、この「豊島区国土強靱化地域計画(案)」でございます。

本計画(案)の12ページをご覧ください。本計画の見方について説明いたします。

上から、推進目標とリスクシナリオについては前の10～11ページに対応しております。

豊島区の地域特性を踏まえた28のリスクシナリオを回避するためにすでに実施している施策について、対応策の名称と担当部署、課題、対応策の具体的な内容、対応策の根拠となる計画、国からの支援の順に取りまとめております。

改定については都や国に倣い概ね5年を目途に、その間に新たな施策など、リスクシナリオを回避するための対応策ができた場合は、本会議に諮り改定する予定でございます。13ページ以降は、関係各課の具体的な取り組みを記載しております。それぞれの取り組みにつきましては、後ほどご覧ください。わたくしからの説明は以上です。

司会(危機管理監):

ありがとうございました。ただいまの防災危機管理課長のご説明内容につきまして、委員の皆様ご質問はございますか。ございましたら、挙手にて事務局にお知らせください。

～質問無し～

司会(危機管理監):

議事については以上でございます。ご報告事項についてご承認いただけるようでしたら、拍手でご承認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

～拍手～

司会(危機管理監):

ありがとうございます。今回いただいたご意見・ご提案は、今後の区の防災施策に活かして参りたいと思います。本日ご審議いただいた本区の防災施策につきましては、ご意見・ご提案等ございましたら、お配りしている「意見シート」にご記入いただき、4月12日水曜日までにファックス又はメールにて事務局へご提出いただければと思います。最後に副区長ご挨拶お願いいたします。

防災会議会長職務代理者(副区長):

本日はご熱心に議論いただき、ありがとうございます。先月、トルコ・シリア地震がありまして、死者が 4.5 万人を超えて、家を失った人が 100 万人を超えているという地震を目の当たりにしました。今日の被害想定については、豊島区は 30 年前から防災まちづくりということで、居住環境総合整備事業、都市計画道路の整備、不燃化特区といった様々なハード面でのまちづくりを進めることで不燃領域率も増えて、まちとしては、少しずつ強靱化が進んでいるのですが、人的被害にある避難生活者数が、2000 人程度しか減少していないです。ハードの面は進んでいるのにどうしてなのかなと思っていますところ。

地震災害の場合には、今のトルコ・シリア地震を見ると、季節が寒い中で避難生活が長期化しており、大変な状況となっています。災害時には健康も守っていかなければならないということもあります。

豊島区は、ハードソフト、区民の皆さまの一人ひとりの防災意識に対して、強く旗を振らなければならないことを改めて感じたところです。多くの区民の皆さんが防災に対して目を向けるという機会を数多く作っていただけるように区としても努力して参りたいと思っています。

本日は長時間に渡りまして、ありがとうございます。今後とも豊島区の防災をよろしく願いいたします。

司会(危機管理監):

皆様、本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和4年度豊島区防災会議を終了いたします。

会 議 の 結 果

議事

- 「首都直下地震等による豊島区の被害想定」
- 「災害時要援護者対策」
- 「豊島区国土強靱化地域計画」を了承